

# 令和 3 年 12 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 12 月 24 日 (金)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年12月24日（金）  
午前9時30分開会 午前10時30分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第60号 農用地利用集積計画について
    - 議案第61号 農業振興地域整備計画のうち農用地計画変更について
    - 議案第62号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第63号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第64号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第65号 非農地証明（遊休農地）について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 農地中間管理事業や農地銀行における受け手要件について
    - 報告第7号 農地銀行の売買における農業用施設用地の取扱いについて
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	3 番 太田由美子	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	6 番 河根 則雄	7 番 小林 澄夫
8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一	13 番 高部 宏生
14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸	16 番 日向 勉
17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ	19 番 星野 鉄典
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子	

6 欠席委員 2 番 石橋 正通

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3 名 農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 12 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

本日は、審議の関係上、先に豊橋市農地銀行運営委員会議を開  
催いたします。 (午前 9 時 40 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午前 9 時 47 分再開)

「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私  
が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
す。

議席番号 2 番 石橋正通委員から欠席の届出がありましたの  
で、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますの  
で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会  
は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員につ

いては、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号15彦坂幸委員、同16番日向勉委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、13日の書類説明会、農業委員による現地調査、17日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号3番の申請地に刈った草が置いてあった件について、12月23日に除却されたことを確認しました。

そのほかについて変更、取下げ等はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

13日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

補助資料3ページ5条番号3番について、転用者は土木建築業での資材置場を計画した案件ですが、廃棄物を取り扱う生業も行っているため、そういった物は置かないことを確認し、申請書にその旨記載し対応しました。また隣接する宅地へ砂や小さい砕石による影響が出ないかという点について、砂や砕石を保管する部分には周りを1.8mのコンクリートブロックで囲み飛散等の影響が出ないようにすることを確認し計画図面の修正を行いました。転用者からは利用開始後、周辺より話が合った場合利用方法など適宜見直していくと確認しています。

番号4番について駐車場の面積が既設の部分も含めると、1haを超え、かなり大きいため、台数の必要性や地形上使えない部分などを追加資料等求め妥当性を評価してきました。

必要台数に対する規模の妥当性については、土地が不形成で法面も多いことも踏まえ妥当であると判断しました。

また、確保する台数の必要性については、根拠資料などを確認の上、地元の状況の分かる第三者の方にも確認し、かなり混雑しており路上駐車も発生していることを聞き取りましたので、今回の件については、やむを得ないものと判断しました。

番号 6 番の資材置場の案件について、空の重油タンクを保管する計画ですが、高さもあり風などで倒れ道路に転がるなど安全対策が不十分なことやフェンスなども設置しない予定でしたので子供たちが立ち入ってしまうこと、ごみの不法投棄が起きる可能性など危惧される部分があり審査会を通じ対応を依頼しました。

その後、再度調整をはかり、重油タンクについては、周囲に 3 m以上の保安スペースを設け、必要に応じてタンク 1 つ 1 つを杭とロープで固定、小さなドラム缶は角材などで固定。その上で周囲をフェンスで囲うこと、侵入防止の観点から道路側には門扉を設けるとのことで回答を得ました。また、管理面では、週 1 回は状況確認をすることを確認しました。

また、今回の案件は追認許可（違反転用）の案件ですが、現場をみると、保管してある缶の一部は腐食により穴が空いているなど再利用できないものが保管されていました。また、除草した草がそのままにもなっていましたので、除却を依頼しました。対応策として申請地全体を砕石敷きとし、雑草が繁茂しないよう対応するとともに年 3 回程度は除草し場外へ搬出する。再利用できない缶は撤去し、今後はそういった物は置かない旨確認しています。これらの内容を計画図面へ反映、審査会での指導内容などは報告書でまとめていただき申請書へ添付し対応しました。

現状確認した除草後の草や再利用できない缶については、業者へ依頼し 1 月中に撤去を行うことで確認しました。その部分については、事務局にて除却を確認後、市の方で許可処理を行っていきますので、今月の案件として総会で諮っていただければと考えています。

その他変更・取下げ等はございません。よろしく申し上げます。変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。  
これより議事に入ります。  
資料1 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から5番の5件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第57号、1ページをご覧ください。  
番号1番から5番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。  
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。  
詳細につきましては議案をご覧ください。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番の1件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第58号、2ページをお願いします。  
番号1番1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たしています。

補足説明は次のとおりです。信用性については、始末書が添付されています。周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣接地が申請地所有者と同一であります。一時転用については、該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第59号、3ページをお願いします。

番号1番～7番までの7件につきましては、審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号6番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号5番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番～4番・6番・7番です。一時転用については、該当ありません。詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑  
を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と  
して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに  
決しました。

議長 続きまして、別添資料 1-1 議案第 60 号「農用地利用集積計画  
について」を議題といたします。  
所有権移転の番号 1 番から 4 番までの 4 件、利用権設定の番号  
1 番から 330 番の 330 件、合計 334 件を一括上程いたします。  
なお、利用権設定の番号 30 番から 33 番は高部委員、番号 137  
番・248 番は酒井委員が申請者のため「農業委員会等に関する法  
律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。  
それぞれ関係案件のみ一時退席をお願いします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。  
議案第 60 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。  
農地流動化の申出があったもののうち、11 月 26 日開催の農地  
銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕  
分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸  
につきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金  
から担い手へ利用権を設定する案件について、それぞれ農用地利  
用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第  
18 条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。  
別添資料 1-1 をご覧ください。  
1 ページの所有権移転につきましては、4 件 5 筆 9,156 ㎡でご  
ざいます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用  
地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満  
たしているものと判断いたします。  
次に 2 ページから 46 ページの農地中間管理事業におきまして



は、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 330 件 653 筆 740, 747. 39 m<sup>2</sup>です。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により利用権設定の番号 30 番から 33 番と、番号 137 番・248 番と所有権移転を併せたそれ以外の案件とにそれぞれ分けて審議していきたいと思ひます。

まず、利用権設定の番号 30 番から 33 番の 4 件を一括審議いたします。

高部委員は退席してください。

<高部委員 退席>

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

高部委員は復席してください。

<高部委員 復席>

続きまして、利用権設定の番号 137 番、248 番の 2 件を一括審議いたします。

酒井委員は退席してください。

<酒井委員 退席>

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。  
酒井委員は復席してください。  
＜酒井委員 復席＞  
続きまして、利用権設定の番号 30 番から 33 番と番号 137 番、  
248 番を除く 328 件を一括審議いたします。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を  
打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して  
異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、別添資料 1-2 議案第 61 号「農業振興地域整備計  
画のうち、農用地利用計画変更について」を議題といたします。  
農用地区域からの除外の番号 1 番から 11 番までの 11 件、及び  
そのことについての地域の農業振興に関する地方公共団体の計  
画についてを一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。  
議案第 61 号について説明させていただきます。  
別添資料 1-2 をご覧ください。  
豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計  
画変更については、個別の除外 11 件、面積 15,328 m<sup>2</sup>です。  
今回の案件につきましては、11 月 12 日金曜日の書類説明  
会において農業委員の皆様方にご説明し、本日の農業委員  
会総会の議案に付すことについて、了承を得ております。  
除外案件の目的としましては、駐車場が 1 番・2 番・4 番・  
10 番の 4 件、分家住宅が 3 番・5 番・6 番・8 番・11 番の 5  
件、オートバイ置場が 7 番の 1 件、ホースセラピー施設牧  
場が 9 番の 1 件の計 11 件であり、内容を検討した結果、全  
て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今  
回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2 (農業振興地域整備計画の策定または変更) 第 2 項 及び 第 4 条の 4 (公益性が特に高いと認められる事業に係る施設) 第 1 項 第 27 号に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外及び地域の農業振興に関する地方公共団体の計画についての農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして、議案第 62 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 62 号 4 ページをご覧ください。

議案第 62 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。

この 3 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。

議長 続きまして、議案第 63 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。  
番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 63 号 5 ページをご覧ください。  
議案第 63 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。  
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。  
この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。  
続きまして、議案第 64 号「相続税納税猶予に関する特例農地

等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第64号6ページをご覧ください。

議案第64号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この10件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして議案第65号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

本件は、池田委員が申請者であるため「農業委員会等に関する法律」第31条の議事参与の制限に該当いたします。

池田委員は、一時退席をお願いします。

<池田委員 退席>

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第65号8ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

池田委員は、復席してください。

<池田委員 復席>

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。議案の9ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から10ページ10番までの10件、及び11ページからの報告第2号の番号1番から14ページ26番までの26件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から3番の3件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。

次に16ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から17ページ8番までの8件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から5番までの5件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、12月22日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1から3番は宅地課税、4番は雑種地課税、5番は地目が畑の部分は宅地課税、地目が公衆用道路の土地は畑課税でした。この公衆用道路の土地は、市道の廃線により払い下げられた土地と考えられますが、元々は道路形状をした細長い土地で概ね農地の中に入っていたため農地課税だったと思われそうですが、宅地利用している部分を分筆の上対応しています。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 その他について、何かありませんか。  
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
(午前10時30分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年12月24日

議長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(15番 彦坂 幸 委員)

議事録署名者  
(16番 日向 勉 委員)